

# 市民税の寄附金税額控除に係る寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人の指定手続き及び事務取扱の留意事項

碧南市の条例により個別指定を希望される認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人（所得税において控除の対象にならない特定非営利活動法人）は、個別指定に関して次のことにご留意ください。

## 【対象となるNPO法人】

### 1 個別指定の対象となるNPO法人

地方税法第314条の7第3項の規定により申し出をすることができるNPO法人は、次の各号のいずれにも該当するNPO法人です。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有し、市民の福祉の増進を目的に市内で活動し、かつ、今後とも引き続き活動を行う予定であるNPO法人であること。
- (2) NPO法第44条第1項又は同法第58条第1項の規定による認定又は仮認定を受けたNPO法人でないこと。

## 【個別指定を受けるために必要な手続き】

### 2 設立認証後、愛知県に事業報告を行っているNPO法人

#### (1) 提出書類（各1部）

愛知県に毎年事業年度終了後3か月以内に事業報告をしたものと同様な書類とし、次の

①～⑤の書類を提出してください。

- ①認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人の指定に関する届出書（NPO法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び設立年月日並びに代表者の氏名、住所及び連絡先が記載されたもの）
- ②愛知県が発行した認証書の写し
- ③定款の写し
- ④事業報告書（直近のもの）
- ⑤活動計算書又は収支計算書（直近のもの）

#### (2) その他事項

事業年度が終了していないなどで愛知県にまだ事業報告がなされていない場合は直近の

ものとしませんが、事業報告終了後に速やかに④・⑤の書類を提出してください。

### 3 設立認証後、1年未満のため愛知県に事業報告を行っていないNPO法人

#### (1) 提出書類（各1部）

愛知県に設立認証申請をしたものと同様な書類とし、次の①～⑤の書類を提出してください。

- ①認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人の指定に関する届出書（NPO法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び設立年月日並びに代表者の氏名、住所及び連絡先が記載されたもの）
- ②愛知県が発行した認証書の写し
- ③定款の写し
- ④設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑤設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書又は収支予算書

#### (2) その他事項

指定を受けた後に事業年度終了後3か月以内に愛知県に事業報告した場合は、速やかに上記2（1）に記載する④・⑤の書類を提出してください。

### 【個別指定の継続・取下げなどのために必要な手続き】

### 4 継続指定のために必要な提出書類

愛知県に毎年事業年度終了後3か月以内に事業報告をした書類で上記2「設立認証後、愛知県に事業報告を行っているNPO法人」の（1）に記載する③～⑤の書類（③定款は変更があった場合のみ）を速やかに提出してください。

### 5 辞退や解散などにより個別指定の取下げのために必要な提出書類

#### (1) 提出書類

上記1「個別指定の対象となるNPO法人」の（1）に該当しなくなった場合や、個別指定を辞退する場合、解散により個別指定を取り下げる場合は、速やかに次の書類を提出してください。

- ①指定特定非営利活動法人の辞退・解散届出書（指定の取下理由及び取下期日が記載されたもの）

②寄附金税額控除を受けようとする最後の年分の寄附者名簿

(2) 個別指定の取下げがあったものとみなす場合

次のいずれかに該当すると認めるときは、取下げの申出がなくても指定の取下げがあったものとみなし、みなした事実を通知するとともに、条例から削除する手続を行います。

①上記1「個別指定の対象となるNPO法人」の(1)に該当しないと認められるとき

②NPO法人として愛知県が設立認証を取り消したとき

③法令違反、不正の行為、公益に反する事実等があると認められるとき

## 6 指定NPO法人が認定・仮認定NPO法人となったときの手続き

指定NPO法人が認定NPO法人となったときは、次に掲げる書類を市長に提出してください。

①認定特定非営利活動法人となったことによる届出書（認定NPO法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地、認定年月日及び認定期間が記載されたもの）

②認定NPO法人となったことを証する書類の写し

③当該年において認定NPO法人となるまでに受けた寄附金に対する寄附者名簿

### 【個別指定後のお願い・留意事項】

## 7 市民税の寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴団体に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、碧南市に住所を有する方は市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。控除額の算出方法は次のとおりです。 $(\text{貴団体に対し支払った寄附金額} - 2\text{千円}) \times 6\%$

## 8 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自らが支出した寄附金が都道府県民税又は市町村民税の寄附金税額控除の対象になるかを容易に確認できるようにするため、貴団体が条例指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に対し交付してください。

## 9 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては次の①～④の事項について、特に周知してください。

- ① 認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金については所得税における控除対象とはなっていないため、確定申告書での申告はできないことから、寄附者において控除を受けるためには、確定申告とは別に、碧南市への寄附の申告（別紙1（様式第5号の5の3））を行う必要があること。  
ただし、当該法人が、認定特定非営利活動法人となった後の寄附金は所得税の控除対象であるため、確定申告書での申告が可能であること。
- ② 申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書（別紙2）が必要であること。
- ③ 寄附金を支払った年の翌年1月1日までに、寄附者が碧南市の区域外に転出した場合、転出先の市区町村において貴団体に対する寄附金が条例指定されていなければ、市町村民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- ④ 寄附時点の住所地の市区町村が貴団体に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日までに碧南市の区域内に転入した場合は、市民税の寄附金税額控除の適用が受けられること。

## 10 寄附金を受けた場合の受領証明書等の交付

寄附金を受けた場合には、控除の申告の際に添付が必要となるため、別紙2の例を参考に、寄附者に対し次の①～⑤の事項を記載した受領証明書を交付してください。

- ①寄附者の住所
- ②寄附者の氏名
- ③受領した寄附金の額
- ④寄附金を受領した年月日
- ⑤市民税の控除対象となる碧南市の条例個別指定寄附金であること及び認定特定非営利活動法人に対するものである場合はその旨

なお、受領証明書の交付の際は、必要な事項を記載又は印字した寄附金控除申告書を受領証明書とともに交付するなどにより、寄附者の申告に係る負担の軽減にご協力いただきますようお願いいたします。

## 11 寄附者名簿の作成・保存

個人の方から寄附金を受けた場合は、別紙3の例を参考に、寄附者名簿を寄附の受入れをした事業年度ごとに愛知県内の市町村別に作成し、愛知県内市町村からの求めに応じて提出

することになっています。また、寄附者名簿は、当該事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間保存することになっています。

## 12 市への寄附者名簿の提出（毎年）

碧南市においては、前年分（毎年1月1日から12月31日まで）に受けた寄附者名簿を毎年、翌年1月31日までに提出していただきますようお願いいたします。

<p>〈問合せ〉 碧南市松本町28番地 碧南市役所市民協働部税務課市民税係 電話番号 0566-95-9878</p>
---